

9.14 温室効果ガス

9.14.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.14-1 に示すとおりである。

表 9.14-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①原単位等の把握 ②対策の実施状況 ③地域内のエネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器等の状況 ⑤東京都等の計画等の状況 ⑥法令等による基準等	事業の実施に伴い温室効果ガスの排出量及びその削減の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

1) 原単位等の把握

調査は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.4.0」(平成 27 年 5 月 環境省・経済産業省)、「建築物エネルギー消費量調査報告[第 37 報]」(平成 27 年 4 月 (一社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会)の既存資料等の整理によった。

2) 対策の実施状況

調査は、関連施設へのヒヤリング調査によった。

3) 地域内のエネルギー資源の状況

調査は、東京都の既存資料の整理によった。

4) 温室効果ガスを使用する設備機器等の状況

調査は、事業計画の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都建築物環境配慮指針」(平成 21 年 9 月 東京都)、「東京都地球温暖化対策指針」(平成 26 年 4 月 東京都)、「東京都気候変動対策方針」(平成 19 年 6 月 東京都)等の計画等の整理によった。

6) 法令等による基準等

調査は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)、環境確保条例(平成 12 年条例第 215 条)の法令の整理によった。

(4) 調査結果

1) 原単位等の把握

ア. 燃料種別の原単位

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.0」(平成27年5月 環境省・経済産業省)による排出原単位は、表9.14-2に示すとおりである。

表 9.14-2 燃料の種類、単位発熱量及び排出係数

No	燃料の種類	単位発熱量	排出係数
1	原料炭	29.0 GJ/t	0.0245 tC/GJ
2	一般炭	25.7 GJ/t	0.0247 tC/GJ
3	無煙炭	26.9 GJ/t	0.0255 tC/GJ
4	コークス	29.4 GJ/t	0.0294 tC/GJ
5	石油コークス	29.9 GJ/t	0.0254 tC/GJ
6	コールタール	37.3 GJ/t	0.0209 tC/GJ
7	石油アスファルト	40.9 GJ/t	0.0208 tC/GJ
8	コンデンセート (NGL)	35.3 GJ/kl	0.0184 tC/GJ
9	原油 (コンデンセート (NGL) を除く。)	38.2 GJ/kl	0.0187 tC/GJ
10	ガソリン	34.6 GJ/kl	0.0183 tC/GJ
11	ナフサ	33.6 GJ/kl	0.0182 tC/GJ
12	ジェット燃料油	36.7 GJ/kl	0.0183 tC/GJ
13	灯油	36.7 GJ/kl	0.0185 tC/GJ
14	軽油	37.7 GJ/kl	0.0187 tC/GJ
15	A重油	39.1 GJ/kl	0.0189 tC/GJ
16	B・C重油	41.9 GJ/kl	0.0195 tC/GJ
17	液化石油ガス (LPG)	50.8 GJ/t	0.0161 tC/GJ
18	石油系炭化水素ガス	44.9 GJ/千Nm ³	0.0142 tC/GJ
19	液化天然ガス (LNG)	54.6 GJ/t	0.0135 tC/GJ
20	天然ガス (液化天然ガス (LNG) を除く。)	43.5 GJ/千Nm ³	0.0139 tC/GJ
21	コークス炉ガス	21.1 GJ/千Nm ³	0.0110 tC/GJ
22	高炉ガス	3.41 GJ/千Nm ³	0.0263 tC/GJ
23	転炉ガス	8.41 GJ/千Nm ³	0.0384 tC/GJ
24	都市ガス	44.8 GJ/千Nm ³	0.0136 tC/GJ

注1) 「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」は「東京都地球温暖化対策指針」で指定するガイドラインの一つである。

2) 「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」では、表中の値は第2計画期間の排出係数として掲載されており、都市ガスの単位発熱量については、下表が別途掲載されている。

表 東京都内の都市ガス事業者の単位発熱量

事業者名	ガスグループ	単位	単位発熱量 (H19～)
東京ガス	13A	GJ/千Nm ³	45
青梅ガス	13A	GJ/千Nm ³	43.12
武陽ガス	13A	GJ/千Nm ³	45
昭島ガス	13A	GJ/千Nm ³	45

また、間接排出として、「他人から供給された電気」「他人から供給された熱」について、電気事業者等、熱供給事業者等の別によらず一律に、第2計画期間は、次の標準値を用いることとしている。

区分	第2計画期間
他人から供給された電気の排出係数	0.489 t-CO ₂ /千kWh
他人から供給された熱 (蒸気・温水・冷水) の排出係数	0.060 t-CO ₂ /GJ

出典: 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.0」(平成27年5月 環境省・経済産業省)
「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(平成27年4月 東京都環境局)

イ. 類似施設の原単位

類似施設における温室効果ガス排出量の状況について整理した。

なお、類似施設では温室効果ガス排出量のデータがなかったため、電気及び燃料の使用量に、太陽光発電による発電量が電気事業者から供給されたと仮定した場合の電気使用量を加え、太陽光発電設備が設置されていない場合の温室効果ガス排出量の把握を行った。

類似施設における施設の概要、燃料等使用量及び温室効果ガス排出量は、表9.14-3及び表9.14-4に示すとおりである。

表 9.14-3 類似施設における燃料使用量等

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	5カ年平均
電気	kWh/年	111,421	98,752	101,317	101,080	100,072	102,528
都市ガス	m ³ /年	4,654	4,655	6,288	6,491	4,983	5,414
灯油	L/年	236	412	692	387	250	395
太陽光発電 (発電量)	kWh/年	—	—	—	—	—	約 22,000

注1) 類似施設は、艇庫棟のある施設を選定した。

2) 各年度の使用量及び太陽光発電の概ねの年間発電量は、類似施設へのヒヤリングに基づく

表 9.14-4 類似施設における温室効果ガス排出量

項目	単位	排出量
エネルギー起源CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	76
電気	t-CO ₂ /年	52
都市ガス	t-CO ₂ /年	12
灯油	t-CO ₂ /年	1
太陽光発電	t-CO ₂ /年	11
主な管理施設の延床面積	m ²	3,084.76
延床面積当たりエネルギー起源CO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /m ² ・年	25

注1) 各燃料等の使用量は、5カ年平均値（平成22～26年度）を使用した。

2) 電気及び太陽光発電の排出係数は、環境省報道発表資料（平成27年11月30日）による東京電力（株）の平成26年度実績の実排出係数（0.000505t-CO₂/kWh）を使用した。

3) 都市ガス及び灯油の単位発熱量及び排出係数は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.0」（平成27年5月 環境省・経済産業省）による値を使用した。

4) 太陽光発電は、太陽光発電による発電量が電気事業者から供給されたと仮定した場合の排出量を示す。

また、「建築物エネルギー消費量調査報告[第37報]」（平成27年4月（一社）日本ビルエネルギー総合管理技術協会）による建物用途別の原単位は、表9.14-5に示すとおりであり、集会場では61.5kg-CO₂/m²・年となっている。

表 9.14-5 用途別二酸化炭素排出量原単位

建物用途	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /m ² ・年)
事務所	73.0
店舗・飲食店	132.2
ホテル	130.7
集会場	61.5
文化施設	65.7
スポーツ施設	190.3
福祉施設	77.8
分類外施設	130.6

注) 調査期間（平成25年4月～平成26年3月）

出典：「建築物エネルギー消費量調査報告[第37報]」（平成27年4月（一社）日本ビルエネルギー総合管理技術協会）

2) 対策の実施状況

施設の用途・規模が類似しているA施設における温室効果ガス排出量の削減対策は、表9.14-6に示すとおりである。

表 9.14-6 類似施設における温室効果ガス排出量の削減対策

対策	概要
太陽光発電設備の設置	太陽電池パネル 178.6W × 112枚 年間発電量 22,000kWh 前後

注) 類似施設へのヒヤリングに基づく

3) 地域内のエネルギー資源の状況

東京都の「地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度」（平成22年1月 東京都）によると、計画地の位置する江東区青海二丁目地先において地域冷暖房区域は位置しておらず、「エネルギー有効利用計画書」（東京都）及び「地域エネルギー供給計画書」（東京都）を届け出ている事業もみられなかった。

4) 温室効果ガスを使用する設備機器等の状況

現在、計画地は、海の森公園（仮称）等となっており、温室効果ガスを使用する設備機器等は確認されていない。

5) 東京都等の計画等の状況

温室効果ガスに関する東京都等の計画等は、表 9.14-7(1)～(4)に示すとおりである。

表 9.14-7(1) 温室効果ガスに関する計画等

関係計画等	目標・施策等								
エネルギー基本計画 (平成 26 年 4 月 11 日 閣議決定)	<p>○エネルギー政策の基本的視点（3E+S） 安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図るため、最大限の取組を行う。</p> <p>○エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安定的な資源確保のための総合的な政策の推進 2. 徹底した省エネルギー社会の実現と、スマートで柔軟な消費活動の実現 3. 再生可能エネルギーの導入加速 4. 原子力政策の再構築 5. 化石燃料の効率的・安定的な利用のための環境の整備 6. 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進 7. 国内エネルギー供給網の強靱化 8. 安定供給と地球温暖化対策に貢献する水素等の新たな二次エネルギー構造への変革 9. 市場の統合を通じた総合エネルギー企業等の創出と、エネルギーを軸とした成長戦略の実現 10. 総合的なエネルギー国際協力の展開 <p>○戦略的な技術開発の推進</p> <p>○国民各層とのコミュニケーションとエネルギーに関する理解の深化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギーに関する国民各層の理解の増進 2. 双方向的なコミュニケーションの充実 								
東京都建築物環境配慮指針 (平成 21 年 9 月 東京都)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定建築物のエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮事項、取組状況の評価、省エネルギー性能基準に適合するための措置、再生可能エネルギー利用設備導入に係る措置の検討方法等について定める。 2. 環境配慮措置の配慮事項 特定建築主は、特定建築物について、環境への配慮のための措置を講じる際は、別表にある事項について配慮を行い、措置を定める。 3. 環境配慮措置の取組状況評価 特定建築主は、環境配慮措置についての取組状況について、特定建築物の住宅用途又は住宅以外の用途の別に定める評価基準への適合状況を把握し、適合する評価基準に対応する評価基準の段階ごとに次の表に定めるところにより配点を行い、取組・評価書を作成する。 <table border="1" data-bbox="534 1527 1380 1767"> <thead> <tr> <th>評価基準の段階</th> <th>評価基準への適合に対する配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段階 1(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減を図る上で必要なもの)</td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td>段階 2(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に高い効果を有するもの)</td> <td>1 点</td> </tr> <tr> <td>段階 3(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に著しく高い効果を有するもの)</td> <td>2 点</td> </tr> </tbody> </table> 4. 大規模特定建築主は再生可能エネルギー利用設備の導入に関する検討を行う。 5. 特別大規模特定建築主は省エネルギー性能基準の値に適合するよう措置を講じるものとし、その内容を取組・評価書に記載する。 6. 特別大規模特定建築主はエネルギー有効利用計画書において設定したエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保するよう講じた措置の内容を、取組・評価書に記載する。 7. 特定建築主は環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類について、取組・評価書を用いて作成し、工事完了届出書に添付する。 8. 知事が、エネルギーの使用の合理化に関する性能の状況について報告を求める内容は、特別大規模特定建築主が行った建築設備の運転及び制御の方法の調整の状況並びにその結果として把握されたエネルギーの使用の状況とする。 	評価基準の段階	評価基準への適合に対する配点	段階 1(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減を図る上で必要なもの)	0 点	段階 2(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に高い効果を有するもの)	1 点	段階 3(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に著しく高い効果を有するもの)	2 点
評価基準の段階	評価基準への適合に対する配点								
段階 1(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減を図る上で必要なもの)	0 点								
段階 2(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に高い効果を有するもの)	1 点								
段階 3(環境への配慮のための措置として環境への負荷の低減に著しく高い効果を有するもの)	2 点								

表 9.14-7(3) 温室効果ガスに関する計画等

関係計画等	目標・施策等
東京都気候変動対策方針 (平成 19 年 6 月 東京都)	<p>「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」(東京の温室効果ガス排出量を、2020 年までに 2000 年から 25%削減) を目標とする基本方針。</p> <p><実現のための方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の CO₂削減を推進：大規模排出事業所には削減義務と排出量取引制度の導入、中小企業の省エネ対策等を「環境 CBO」等の導入で推進、金融機関に対し環境投融资の拡大と投資実績の公開を要請、「グリーン電力購入」の推進、大気汚染対策と連携した取組 2. 家庭の CO₂削減を本格化：「白熱球の一掃作戦」、太陽熱市場の再生、住宅の省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の普及促進 3. 都市づくりでの CO₂削減をルール化：世界トップクラスの建物省エネ仕様を策定し都の施設へ全面適用、大規模新築建築物等に対する省エネ性能の義務化、大規模新築建築物等に対する「省エネルギー性能証書(仮称)」の導入、地域におけるエネルギーの有効利用や再生可能エネルギー利用の推進 4. 自動車交通での CO₂削減を加速：低燃費車普及推進、環境自動車燃料導入促進、エコドライブ等の支援、公共交通を生かした交通量対策 5. 各部門の取組を支える、都独自の仕組みを構築：CO₂排出量取引制度の導入、中小企業・家庭の省エネ努力を促進・支援する制度の構築、「省エネルギー促進税制」の導入を免税・課税の両面で検討
総量削減義務と排出量取引制度 (平成 20 年 7 月 東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる事業所：前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間合計 1,500kL 以上となった事業所 ・削減計画期間：5 年間 第 1 計画期間：2010～2014 年度／第 2 計画期間：2015～2019 年度 以後、5 年度ごとの期間 ・基準排出量：2002 年度から 2007 年度までの間のいずれか連続する 3 か年度の排出量の平均値 ・削減義務率：第 1 計画期間：8%又は 6%の削減義務／第 2 計画期間：17%又は 15%の削減義務。優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)について、「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を 1/2 又は 3/4 に緩和 ・排出量取引(都基準によりクレジット化した排出量を取引で取得)：超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット、埼玉連携クレジット ・事業所の推進体制：指定地球温暖化対策事業所では、事業所ごとに、統括管理者・技術管理者を選任しなければならない。 ・地球温暖化対策計画書の提出と公表：制度対象となる大規模事業所は、毎年、削減目標、目標を達成するための措置の計画及び実施状況、特定温室効果ガスの年度排出量、その他ガスの年度排出量を記載した地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出する。また公表しなければならない。 ・テナントビルへの対応：事業所の所有者を義務対象の基本としつつ、全てのテナント事業者に、事業所の所有者の削減対策に協力する義務があり、特定テナント等事業者(総量削減義務の対象事業所内のテナントであって、床面積 5,000m²以上を使用している事業者、床面積に関わらず、前年度 1 年間の電気使用量が 600 万 kWh 以上の事業者)には、テナント事業者独自の対策に関する計画書を作成・提出し、その計画に基づき対策を推進する義務がある。 ・検証を要するもの：本制度対象事業所は、基準排出量の申請(当初のみ)、排出量の報告(毎年度)、トップレベル事業所の認定申請、その他ガスの削減量の認定。その他の事業所は、排出量取引に利用する削減量や再生可能エネルギー環境価値の認定。
地球温暖化対策報告書制度 (平成 20 年 7 月 東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料・熱・電気使用量の原油換算量が 1,500kL/年未満の中小規模事業所を対象に、CO₂排出量を把握し、抑制対策の実施を推進する。 ・同一事業者が都内に複数の事業所を置いており、合計の原油換算エネルギー使用量の合計が 3,000 kL /年以上になる場合、各事業所の原油換算エネルギー使用量が 30 kL/年以上 1,500 kL/年未満でも、事業者には報告書とりまとめと報告の義務が課せられる。 ・フランチャイズ(連鎖化)事業者の場合、一定の要件に当てはまる場合は対象となる。 ・義務提出となる事業所等以外の都内の全ての中小規模事業所についても、自主的に報告書の提出ができる。

表 9.14-7(4) 温室効果ガスに関する計画等

関係計画等	目標・施策等
地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度 (平成 22 年 1 月 東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定開発事業（1 区域において、すべての建築物の延床面積の合計が 50,000m²以上の開発事業）、において低 CO₂型都市づくりを推進するために、計画の早い段階から未利用エネルギー・再生可能エネルギー・地域冷暖房に関する検討を実施し、計画段階で省エネルギー性能の目標値を設定・確認するなど、エネルギー供給に関する関係者の義務を明確化するもの。 ・ 事業者の義務 <ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー有効利用計画書の提出・公表 ② 地域エネルギー供給計画書の提出・公表（地域冷暖房を導入する場合） ③ 地域エネルギー供給実績報告書の提出・公表 ④ 熱供給受入検討報告書の提出（地域冷暖房区域内で、住宅以外延床面積 10,000m²以上、又は住宅延床面積 20,000m²以上） ⑤ その他の協力義務

6) 法令等の基準等

温室効果ガスに関する法令等については、表 9.14-8(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.14-8(1) 温室効果ガスに関する法令等

法令・条例等	責務等
地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。</p>

表 9.14-8(2) 温室効果ガスに関する法令等

法令・条例等	責務等
<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号) <続き></p>	<p>(温室効果ガス算定排出量の報告)</p> <p>第二十一条の二 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項(当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項)を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。</p> <p>2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下この項において「連鎖化事業」という。)を行う者(以下この項において「連鎖化事業者」という。)については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合(次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。)」とする。</p> <p>3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。</p> <p>(事業者の事業活動に関する計画等)</p> <p>第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。</p> <p>2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。</p>
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成13年法律第64号)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。)の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>(指定製品及び特定製品の管理者の責務)</p> <p>第五条 指定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。</p> <p>2 特定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。</p>

表 9.14-8(3) 温室効果ガスに関する法令等

法令・条例等	責務等
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都 条例第215号)</p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。</p> <p>(事業者の責務) 第四条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。 2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。</p> <p>(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減) 第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、第1号の量及び第2号の量を加え、第3号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。</p> <p>(地球温暖化対策計画書の作成等) 第六条 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、第6号の量については、第5条の11第4項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第5条の8第2項の規定により検証の結果が既に提出されているときは、同号の量について検証の結果を添えることは要しない。</p> <p>(地球温暖化対策計画の公表) 第八条 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。</p> <p>(建築主の責務) 第十八条 建築物の新築等をしようとする者(以下「建築主」という。)は、当該建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。)に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和及び再生可能エネルギーの利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>(配慮指針に基づく環境配慮の措置) 第二十条 規則で定める規模を超える特定建築物(以下「大規模特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「大規模特定建築主」という。)は、当該大規模特定建築物及びその敷地(以下「大規模特定建築物等」という。)について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。</p> <p>(省エネルギー性能基準の順守) 第二十条の三 規則で定める規模を超える大規模特定建築物(以下「特別大規模特定建築物」という。)の新築等をしようとする大規模特定建築主(以下「特別大規模特定建築主」という。)は、配慮指針で定めるところにより、当該特別大規模特定建築物(規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。)について、規則で定める省エネルギー性能基準の値に適合するよう措置を講じなければならない。</p> <p>(建築物環境計画書の作成等) 第二十一条 大規模特定建築主は、規則で定めるところにより、大規模特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知の前であって規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p>

9.14.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、温室効果ガスの排出量及びその削減の程度とした。

なお、温室効果ガスとしては、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素を対象とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設、改修又は撤去の工事、会場運営、観客等の宿泊又は移動、競技の実施、温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換、移設又は廃棄等で温室効果ガスの排出及び削減が生じるとされる時点とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後においてそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催後とした。

なお、ポンプの稼働によるエネルギーの使用については、大会開催中のポンプ稼働が最も多く、大会開催後の稼働計画が未定であることから、別途実施予定の大会開催中の予測において整理を行う。

また、大会開催後の温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換、移設又は廃棄等については、現時点において各設備の諸元が未確定のため、予測から除外し、別途地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」等に従い、必要な報告等を行う。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(4) 予測手法

予測手法は、事業計画を参照し、延床面積にエネルギー起源 CO₂排出量原単位を乗じて算出する方法によった。

計画建築物における延床面積は、表 9.14-9 に示すとおりである。

表 9.14-9 計画建築物の延床面積

項目	単位	延床面積
グランドスタンド棟	m ²	5,613.12
艇庫棟	m ²	5,977.09
フィニッシュタワー	m ²	745.79
アライナー小屋	m ²	10.73
計時小屋（海上3棟）	m ²	32.19
計時小屋（陸上3棟）	m ²	31.20
水門操作室（2棟）	m ²	261.24
合計	m ²	12,671.36

なお、類似施設には太陽光発電設備が設置されている。そのため、電気及び燃料の使用量に、太陽光発電による発電量分が電気事業者から供給されたと仮定した場合の電気使用量を加え、太陽光発電設備が設置されていない場合の温室効果ガス排出量を試算し、その温室効果ガス排出量から算出したエネルギー起源CO₂排出量原単位を予測に使用した。

(5) 予測結果

施設の持続的稼働に伴う温室効果ガス排出量は、表 9.14-10 に示すとおり、約 310t-CO₂/年と予測する。

表 9.14-10 施設等の持続的稼働に伴う温室効果ガス排出量

項目	単位	合計
延床面積	m ²	12,671.36
エネルギー起源 CO ₂ 排出量 原単位	kg-CO ₂ /m ² ・年	25
予測結果	t-CO ₂ /年	312

注 1) エネルギーCO₂排出量原単位は、類似施設の値を使用した。

9.14.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映しなかった措置

- ・高効率機器の採用による省エネ対策を図る。
- ・照明器具は、諸室の用途と適正を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行い、省エネルギー・高効率タイプ（LED形、又は高周波点灯形照明器具）を採用する。
- ・事務室等から一括管理できるように、館内照明の監視制御を集中リモコンで操作する。
- ・点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができるようにする。
- ・トイレ等に関しては人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努める。
- ・南面・西面の外装デザインについては、真夏の日射遮蔽に配慮し、大庇・水平（遮光）ルーバー等により快適性を確保する。また、冬季は水平ルーバーにより、内部へ緩やかな自然光を取り込む役割を持つ。
- ・北側の外装デザインについては、安定的な自然光を取り入れる開口に配慮する。
- ・艇庫棟においては、屋上緑化を行う。

9.14.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、既存資料調査における温室効果ガス排出量原単位とした。

(2) 評価の結果

計画施設における持続的稼働に伴う床面積当たりの温室効果ガス排出量は、 $25\text{kg-CO}_2/\text{m}^2 \cdot \text{年}$ と考えられる。参考として、既存資料調査において確認された床面積当たりの温室効果ガス排出量（集会場： $61.5\text{kg-CO}_2/\text{m}^2 \cdot \text{年}$ ）と比較すると、約40%の排出量である。

計画施設では、高効率機器の導入や大庇・水平（遮光）ルーバー等による日射遮蔽や自然光の利用を考慮したデザイン、屋上緑化等により、効率的利用を行う計画である。

以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の指標は満足するものとする。

